

公 示

平成 22 年 9 月 22 日
社団法人 山口県畜産振興協会

肉用子牛生産者補給金制度に係る 生産者積立金（負担金）単価について

平成 22 年度 7 月 個体登録（平成 22 年 1 月 2 日 生れから適用）から生産者積立金（負担金）が、下記のとおり改訂されたのでお知らせします。

記

肉用子牛 1 頭当たりの生産者積立金（負担金）の額

品 種	改定 （平成 22 年 1 月 2 日 生れから）	現行 （平成 22 年 1 月 1 日 生れまで）
黒毛和種	2,200 (550)	9,900 (2,475)
褐毛和種	11,900 (2,975)	11,900 (2,975)
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	24,400 (6,100)	27,100 (6,775)
乳用種の品種	12,700 (3,175)	12,700 (3,175)
肉専用種と乳用種の交雑種の品種	5,000 (1,250)	5,000 (1,250)

（注）（ ）は、肉用子牛 1 頭当たりの生産者負担金の額
「国 1/2、県 1/4、生産者 1/4」